

災 害 時 マ ニ ュ ア ル

令和5年度版

変更箇所

(1) 消防計画

園長始め職員異動による第3条予防管理組織等、
第13条南海トラフ地震対策について見直した。

(2) 避難確保計画

洪水、津波災害について、利用者・施設職員数を見直した。
高潮災害について、令和4年6月の名古屋市ハザードマップ改定
による高潮災害の災害種別追加による追記をした。

令和5年6月 名古屋市中川消防署 提出済

和 光 保 育 園

和光保育園消防計画(防火管理規程)

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、和光保育園における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、和光保育園に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 園長 桜井信寿			
防火担当責任者		火元責任者	
担当地域	職・氏名	担当地域	氏名
1階	主任 鳥居絵莉香	職員室	鳥居絵莉香
		さくら組	青柳美穂、 加藤ひとみ、 西川百合子、 田中里奈
		ちゅうりっぷ組	近藤真衣、 山田優、 塚松唯衣
		調理室	前田桃花、 村松桃華、 甲斐栄子
2階	副園長 安井佐織	多目室	安井佐織
		ゆり組	関和美、 門脇茂浩
		すみれ組	田端莉帆
		ばら組	小澤美穂
		ひまわり組	小波津彩乃
		うめ組	吉良こずえ、 鈴木利歩
		延長保育	須賀恵美、 木原美香、 小田部寿摩子

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回	調理室各保育室	毎日終業時
消防用設備等		1日1回	調理室各保育室	毎日終業時

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、浅井正仁(管理権限者)に報告し、改修を図らなければならない。

(職員等の遵守事項)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 園児等の手の届くところにマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、リネン室等の施錠を行う。
- ウ トイレ、洗面所、リネン室等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品(玩具、いす等)を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、桜井信寿(防火管理者又は防火担当責任者)に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために、有限会社 菱和防災に委託して次により法定点検を実施する。

消防設備等	点検実施年月日	
	総合点検	外観点検・機能点検
消火器	4月	10月
屋内消火栓設備		
自動火災報知設備	4月	10月
誘導灯	4月	10月
(非常)放送設備		
避難器具		

2 防火管理者は、消防設備の法定点検の結果を防火管理者台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、浅井正仁(管理権限者)に報告し、改修を図らなければならない。

3 消防設備の法定点検の結果は、1年(3年)に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりにする。

自衛消防隊長	自衛消防副隊長	持出班 班長 門脇茂浩	班員 前田桃花、村松桃華、甲斐栄子
桜井信寿	長	通報連絡班 班長 関和美	班員 塚松唯衣
自衛消防	自衛消防	消火班 班長 鳥居絵莉香	班員 鈴木利歩、山田優
地震防災隊長	地震防災副隊長	避難誘導班 班長 青柳美穂	班員 田中里奈、小澤美穂
	長	安全防護班 班長 吉良こずえ	班員 小波津彩乃、須賀恵美
		応急救護班 班長 田端莉帆	班員 近藤真衣、加藤ひとみ
任務分担			
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する 園内への非常放送を行う 関係者への連絡を行う		
消火班	消火器等による初期消火を行う		
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う 逃げ遅れた者の確認を行う 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる 負傷者等の搬送を行う		

* 必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板広告等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水 (1人1日あたり3リットル)	350本	2階倉庫、1階倉庫
非常用食料 (缶詰、乾パン等)	600人	〃
応急手当セット (三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)	3箱	2階職員室、さくら組
懐中電灯、乾電池	11灯100本	各部屋
携帯用ラジオ	3台	職員室 調理室 多目室

※ 備蓄品飲料水及び非常食にあつては、帰宅困難等により園内に滞留が予想される職員数及び園児数等を満たす数量を確保する。

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
------	----	------

ヘルメット	5	2階倉庫
スコップ	6	
つるはし	1	
ハンマー	3	
金てこ、鉄パイプ	1	
ロープ	10M 3本	
軍手	20	

※ 救助救出用資機材にあたっては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(2) 緊急地震速報発表時の対応

ア 緊急地震速報を確認した者は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、身体保護の措置をとる。

イ 照明器具等の落下危険がある場合には、速やかに安全な場所へ移動し身体保護の措置をとる。

ウ 施設内の園児等に対し情報を提供し、パニック防止及び安全確保に努める。

(3) 地震発生時の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、以上が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(4) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は園児等に知らせる。

イ 警戒巡視

消化班は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の際及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、園児等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 園児等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 園児等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転

倒防止等必要な指示を行う。

(ウ)園児等を避難場所（園庭）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ)避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

（東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置）

第9条 東海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達・指示するものとする。

3 職員及び園児等に対し、放送設備により東海地震注意情報及び交通機関停止等、その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。

4 東海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退所を行う。

《追記》 東海地震注意情報発表時

名古屋市が地震防災対策強化地域に指定されたことにより、東海地震の注意情報発表・警戒宣言発令時に保育所は休園となる。

下記の保護者あてお知らせ文例を参考に対応して下さい。

① 東海地震注意情報が発表された場合保育園は休園です。

保育中に東海地震注意情報が発表された場合には、保護者の方は可能な限り速やかにお迎えをお願いします。

② 警戒宣言が発令された場合保育園は休園です。

保育中に警戒宣言が発令された場合には、保護者の方は可能な限り速やかにお迎えをお願いします。

また、保護者の引き取りまでの間必要に応じて避難場所「和光保育園 屋上」に避難する場合がありますので、注意してください。

③ 東海地震注意情報が発表されたが、警戒宣言に至らず解除された場合、注意情報が解除された時刻の2時間経過した後から開園します。

ただし、注意情報の解除が、午前11時より以後になった場合には、当日は休園とします。

④ 警戒宣言が発令されたが地震がなく解除された場合、午前6時までに解除になった場合は午前8時から開園します。

午前6時以降午前11時までに解除になった場合は午後1時から開園します。

午前11時を過ぎてから解除になった場合は当日は休園とします。

⑤ その他

(1) ③及び④について、上記を原則としますが、何分今までに経験のないことですので、交通機関の混乱等によっては予定の変更がありますのでご了承ください。

(2) 台風による暴風雨警報発令時には両親のいずれもが防災関係業務に従事している等やむを得ない場合には、その児童を保育するとしていますが、今

回の強化地域指定に伴ない、注意報発表時、警戒宣言発令時についてはこの扱いはおこないませんので、必ずお迎えをお願いします。

(警戒宣言発令時の対応策)

第 10 条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。
- (2) 保育園は、保護者への引渡しを原則とする。ただし、引渡しまでの間は、保育園で保護する。
- (3) 警戒宣言発令中は、保育園等は休園とする。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

(2) 応急対策

消火班は、次のことを行う。

ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA 機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は、次のことを行う。

ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。

イ 避難誘導班は、園児等が混乱しないように和光保育園屋上に誘導する。

3 授業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条 2 項第 2 号に定める応急対策を行う。

4 職員等が休園日、休暇、退園後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第 11 条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

	防火管理者	防火担当責任	火元責任者
--	-------	--------	-------

対象者	実施時期	実施回数			
新規職員	採用時	採用時 1 回	○		
職員	4 月、9 月	年 2 回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
備考	○印は、実施対象者を示す				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防止職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項）について
- オ その他必要な事項について

防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
火災訓練	4 月・6 月・8 月・ 10 月・12 月・2 月	震災訓練	9 月・3 月
地震訓練	5 月・7 月・11 月・1 月・3 月		
通報訓練	4 月・9 月	総合訓練	9 月・3 月

(消防機関への報告、連絡)

第 12 条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため常に消防機関との連携を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他の防火管理上必要な事項

第 13 条 南海トラフ地震対策

(目的)

第 1 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第 2 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時における防災に関する業務を行う者の組織は、第 7 条（自

衛消防活動) に定める自衛消防隊編成表のとおりとする。

(自衛消防隊長等の権限及び業務)

第3 自衛消防隊長は、自衛消防隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 通報連絡班に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3) 避難誘導班に在園者の避難誘導にあたらせること。
- (4) 園児等を和光保育園屋上に避難させること。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 自衛消防隊の各班長は、自衛消防隊長を補佐し、隊長に事故のあるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(職員の責務)

第4 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時及び南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した職員は、直ちに自衛消防隊長及び通報連絡班長にその旨を報告するものとする。

(自衛消防隊の活動)

第5 自衛消防隊の各班は、第8条(震災対策)に定める任務のほか、次の活動を行うものとする。

(1) 通報連絡班

ア 自衛消防隊長の指示に基づき、ただちに地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

イ 自衛消防隊長の指示に基づき、地震、津波、南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報及び自衛消防隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、園児等、その他の保護者に伝えること。

ウ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた保護者に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(2) 避難誘導班

ア 地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表又は自衛消防隊長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後は

その旨を直ちに自衛消防隊長へ報告すること。

イ 自衛消防隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、園児等を避難誘導すること。

ウ 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

エ 園児等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに自衛消防隊長に報告すること。

(南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制)

第6 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

(1) 自衛消防隊長は必要に応じて自衛消防隊を参集し、通報連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

(2) 異常な現象が観測されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の体制)

第7 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

(1) 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(2) 避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、園児等の保護を行う。避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は第5(2)に準ずる。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の体制)

第8 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

(1) 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(2) 各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

(その他不測の事態)

第9 自衛消防隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画ど

おりに活動することが困難又は適当でないとは判断したときは、これによらないことができる。この場合、自衛消防隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないとは判断したときは、直ちに自衛消防隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(教育)

第10 防火(防災)管理業務に従事する者が職員等に対して行う教育は、第11条(教育訓練)に定める内容のほか、次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が出された場合に従業員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震対策として今後取り組む必要のある課題

(訓練)

第11 防火(防災)管理業務に従事する者が行う訓練は、第11条(教育訓練)に定める内容のほか、次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

- 2 地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加すること。

(広報)

第12 防火(防災)管理業務に従事する者が園児の保護者等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が出された場合に出火防止、保護者同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地区に関する知識
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

付 則

この計画は、令和 5年 4月 1日から施行する。

洪水時の避難確保計画

和光保育園

2023年 5月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 30名	昼間 120名	休日 30名	休日 3名
夜間 名	夜間 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図



施設所在地	中川区東起町一丁目14番地 1	
避難場所	名称	西中島小学校
	住所	西中島2-301

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 名古屋市に大雨・洪水警報(レベル3相当)の発表 ➤ 庄内川氾濫注意情報(レベル2相当) ➤ 矢田川氾濫注意情報(レベル2相当) 	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 西中島学区に高齢者等避難(レベル3)の発令 ➤ 庄内川氾濫警戒情報(レベル3相当) ➤ 矢田川氾濫警戒情報(レベル3相当) 	警戒体制確立	避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 西中島学区に避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令 ➤ 名古屋市に大雨特別警報(レベル5相当)の発表 ➤ 庄内川氾濫危険情報(レベル4相当)、庄内川氾濫発生情報(レベル5相当) ➤ 矢田川氾濫危険情報(レベル4相当)、矢田川氾濫発生情報(レベル5相当) 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報 水位到達情報 水位情報	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ▶ 名古屋市水防システム (http://www.bousaikisyuu.city.nagoya.jp/) ▶ 気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/) ▶ 愛知県川の防災情報 (https://www.kasen-aichi.jp/Top.html?time=1650969408121)
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット <ul style="list-style-type: none"> ▶ 名古屋市サイト(http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所	西中島小学校	650m	徒歩
指定緊急避難場所以外の避難場所			
屋内安全確保 (自施設)	施設の屋上 ／2階建		

和光保育園：風水害、地震災害時の指定避難所である。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ3器、タブレット端末6台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池50個、ポータブル電
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯10台、乾電池50個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具6人分、災害用簡易パック式トイレ1,000個
利用者	おむつ100枚、おしりふき300枚、おやつ100個、おんぶひも2個
そのほか	ウエットティッシュ500個、ゴミ袋200枚、タオル200枚

浸水を防ぐための対策

土のう10個

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※園児の屋上等への避難訓練は毎月実施する。

津波発生時の避難確保計画

和光保育園

2023年 5月 作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

- 施設内における掲示
- 施設ホームページに掲載
- その他 ()

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

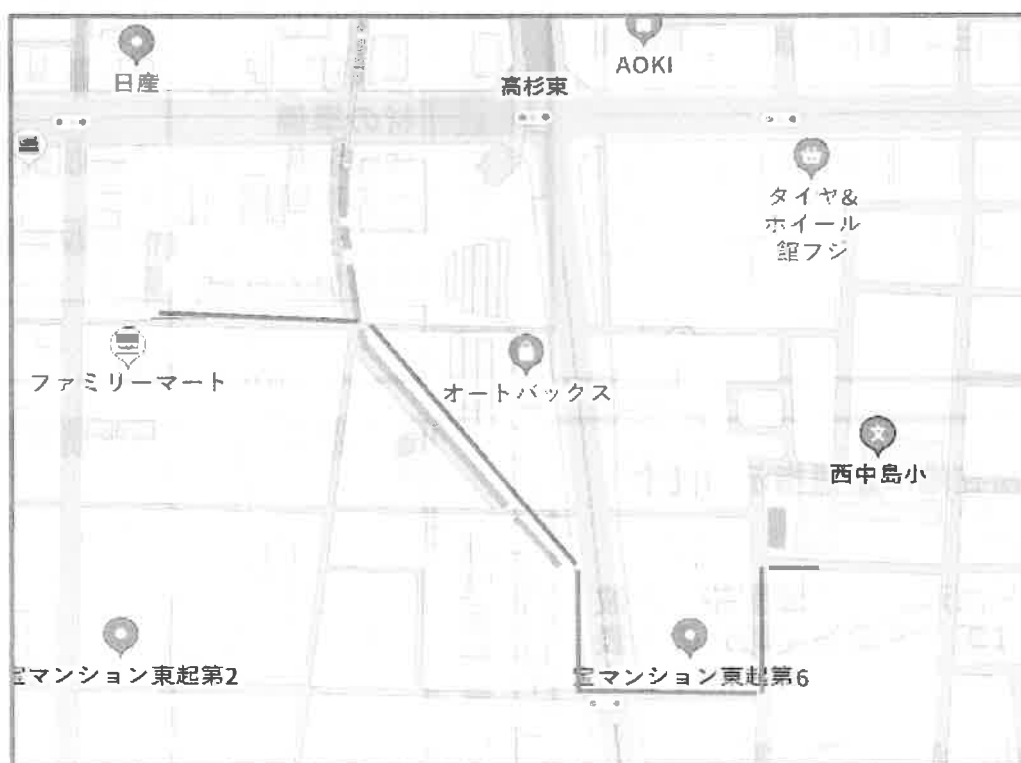
人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 30名	昼間 120名	休日 30名	休日 3名
夜間 名	夜間 名		

【施設周辺の避難経路図】

津波時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図



施設所在地	中川区東起町一丁目14番地 1	
避難場所	名称	西中島小学校
	住所	西中島2-301

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 <p style="text-align: right;">※ 1</p>	注意体制確立	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> 伊勢・三河湾に津波注意報の発表 <p style="text-align: right;">※ 1</p>	警戒体制確立	津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者等家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> 施設所在地に避難指示の発令 伊勢・三河湾に津波警報、津波特別警報（大津波警報）の発表 危険の前兆を確認 等 <p style="text-align: right;">※ 1 ※ 2</p>	非常体制確立	避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

- ※ 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合には、南海トラフ地震発生の可能性が通常よりも高まっていることを踏まえ、施設の状態に応じ、地震発生による津波等から利用者の安全を確保するための体制を確立することが重要である。
- ※ 2 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの避難情報等の発令や気象庁の津波警報等の発表前であっても、施設の被害状況や周辺状況などを踏まえ、自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ ラジオ インターネット > 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
避難指示	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット > 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

浸水想定区域外への避難が間に合わない場合には、避難場所への避難を原則とする。

ただし、津波の到達時間や利用者の健康状態等により避難場所への避難が困難なといったやむを得ない場合において、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深（基準水位）よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所 (津波避難ビル)	西中島小学校	650m	徒歩
指定緊急避難場所以外 の避難場所			
屋内安全確保 (自施設)	施設の屋上 ／2階建		

和光保育園：風水害、地震災害時の指定避難所である。

8. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ3器、タブレット端末6台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池50個、ポータブル電
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯10台、乾電池50個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具6人分、災害用簡易パック式トイレ1,000個
利用者	おむつ100枚、おしりふき300枚、おやつ100個、おんぶひも2個
そのほか	ウエットティッシュ500個、ゴミ袋200枚、タオル200枚

9. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※園児の屋上等への避難訓練は毎月実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「別紙2 避難訓練実施報告書」により行う。

高潮時の避難確保計画

和光保育園

2023年 5月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 30名	昼間 120名	休日 30名	休日 3名
夜間 名	夜間 名		

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所	西中島小学校	650m	徒歩
指定緊急避難場所 以外の避難場所			
屋内安全確保 (自施設)	施設の屋上 ／2階建		

和光保育園：風水害、地震災害時の指定避難所である。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
潮位情報 水位周知海岸 情報	インターネット ▶ 気象庁HPの潮位観測情報 (http://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.507/137.021/&contents=tidelevel) ▶ 愛知県川の防災情報 (https://www.kasen-aichi.jp/Top.html?time=1650969408121)
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ▶ 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員	
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 名古屋市に高潮注意報(レベル3相当)の発表 	⇒	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員	
⇒		警戒体制確立		
		以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 西中島学区に高齢者等避難(レベル3)の発令 ➤ 名古屋市に高潮・高潮特別警報(レベル4相当)の発表 	避難情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員	
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員	
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員	
要配慮者の避難誘導	避難誘導要員			
⇒		非常体制確立		
		以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 西中島学区に避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令 ➤ 三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報の発表 	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

【施設周辺の避難経路図】

高潮時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図



施設所在地	中川区東起町一丁目14番地 1	
避難場所	名称	西中島小学校
	住所	西中島2-301

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ3器、タブレット端末6台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池50個、ポータブル電源・
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯10台、乾電池50個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具6人分、災害用簡易パック式トイレ1,000個
利用者	おむつ100枚、おしりふき300枚、おやつ100個、おんぶひも2個
そのほか	ウェットティッシュ500個、ゴミ袋200枚、タオル200枚

浸水を防ぐための対策

土のう10個

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

※園児の屋上等への避難訓練は毎月実施する。

